

ID: 5473

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	特別特定建築物に対する違反是正命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条第 1 項		
法令番号			
【基準】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）、第15条（特別特定建築物に係る基準適合命令等）の規定による			
備考	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号の規定により、事前手続は行わない。		
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日